

在外選挙これだけは必ず! -Q&A で調べてみましょう-



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 12. 22

<http://ok.nec.go.kr>

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350



在外選挙では投票方法が国内と異なると聞きましたが、どのようにするのか教えて下さい?



国内選挙では候補者の姓名・記号などが印刷された投票用紙に記票用具を利用して投票しますが、在外選挙は候補者登録前に投票用紙を選挙人に発送するので投票用紙に姓名などを直接書く方法で投票しなければなりません。

在外選挙人と国外不在者申告人は、必ず公館や公館代替施設に設置された在外投票所に行き区・市・郡選挙管理委員会から郵便された“投票用紙、発送用封筒、回送用封筒”と旅券を提示し本人であることを確認された後、在外投票所内に設置された記票所で投票します。投票方法は持参した投票用紙に大統領選挙と地域区国会議員選挙は候補者の姓名や記号または所属政党の名称を、比例代表国会議員選挙は政党の名称やその記号を直接書く方法(比例代表国会議員選挙の場合、候補者姓名を記載すると無効)で投票します。在外投票所で投票する前に候補者の姓名や政党の名称または記号をあらかじめ書いてきた投票用紙は無効なので本人が必ず在外投票所に行って投票しなければなりません。

選挙人が在外選挙投票用紙に記載する事項



大統領選挙及び地区区国会議員 → 候補者の姓名や記号または所属政党の名称



比例代表国会議員選挙→政党の名称やその記号